六十八　事業承継等人材マッチング支援事業に要する経費があること。	事業承継等人材マッチング支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。
六十九　雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。	被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域（平成二十八年度以降に定められたものに限る。）において雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額とする。
七十　技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化に要する経費があること。	市町村支援業務に従事する技術職員数として総務大臣が調査した数又は中長期派遣可能な技術職員数として総務大臣が調査した数のうちいずれか小さい数に五、九六九、〇〇〇円を乗じて得た額とする。
七十一　地方衛生研究所の設置に要する経費があること。	当該年度の四月一日現在において地方衛生研究所を設置する中核市について、当該設置に要する経費として総務大臣が調査した額とする。
七十二　指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七十三　性犯罪・性暴力被害者支援に要する経費があること。	性犯罪・性暴力被害者支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十九　地域企業人材支援事業に要する経費があること。	地域企業人材支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。
七十　雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。	被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域（平成二十八年度以降に定められたものに限る。）において雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額とする。
七十一　技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化に要する経費があること。［新設］	市町村支援業務に従事する技術職員数として総務大臣が調査した数又は中長期派遣可能な技術職員数として総務大臣が調査した数のうちいずれか小さい数に五、七六〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。
七十二　地方衛生研究所の設置に要する経費があること。［新設］	当該年度の四月一日現在において地方衛生研究所を設置する中核市について、当該設置に要する経費として総務大臣が調査した額とする。